

議員提出議案第 1 号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 3 月 23 日提出

提出者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
〃	大口町議会議員	柘 植 満
〃	大口町議会議員	鈴 木 喜 博
〃	大口町議会議員	吉 田 正 輝
〃	大口町議会議員	木 野 春 徳
〃	大口町議会議員	酒 井 久 和

(提案理由)

この案を提出するのは、常任委員会所管事項を見直すため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和 3 1 年大口村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「総務建設常任委員会 委員定数 8 人」の次に「地域協働部の所管に関する事項」を加え、同条第 2 号中「地域協働部の所管に関する事項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、公布後初めて行う常任委員の選任の日から適用する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条 常任委員会の名称、委員（以下「常任委員」という。）の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人 <u>地域協働部の所管に属する事項</u> 議会事務局の所管に属する事項 建設部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 監査委員の所管に属する事項 会計管理者の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 (3) 略	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条 常任委員会の名称、委員（以下「常任委員」という。）の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人 議会事務局の所管に属する事項 建設部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 監査委員の所管に属する事項 会計管理者の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人 <u>地域協働部の所管に属する事項</u> 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 (3) 略